松戸市総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市総合福祉会館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 平成25年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

母子福祉センターに係る規定を削除するとともに、施設の使用料に係る規定 を整備するため。

## 松戸市総合福祉会館条例の一部を改正する条例

松戸市総合福祉会館条例(昭和51年松戸市条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第3条中「の各号」を削り、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を 第3号とし、第5号を第4号とする。

第4条第1項中「の各号」を削り、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第2章を削る。

第3章の章名を削る。

第14条を第11条とし、第15条を第12条とする。

別表会議室の項を次のように改める。

	時間	円
会議室	1	2 0 0

別表作法室の項及び同表備考第1項を削り、同表備考第2項を同表備考とする。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。